

丸亀競走場外向発売所運營業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

丸亀市ボートレース事業局

目 次

1	業務目的	P 1
2	業務概要	P 1
3	見積限度額	P 1
4	事業者選定方式及び契約方法	P 1
5	参加資格要件	P 1
6	スケジュール及び事務手続き	P 3
7	募集要領等の取得	P 3
8	質問と回答	P 4
9	参加表明書などの提出	P 4
10	現地説明会	P 4
11	参加辞退	P 5
12	技術提案書等の提出及び審査	P 5
13	プロポーザル参加に際しての留意事項	P 6
14	事業者の選定及び結果通知	P 7
15	契約の締結	P 7
16	契約保証金の取扱	P 7
17	問い合わせ先	P 8

※各項目にある問い合わせや書類の提出は、P8「17 問い合わせ先」にすること。

1 業務目的

新たな施設となる丸亀競走場外向発売所（以下「外向発売所」という。）において、舟券発売に係る投票機器や投票運用業務、また安心安全で快適なお客様空間を提供するための場内サービス、警備・清掃等お客様サービスの複数業務を民間の技術や知識、創意工夫を活かせる民間事業者に包括的に委託することで、効率的な業務運営と収益の安定化を図ることを目的とする。

本要領は、丸亀競走場外向発売所運営業務委託（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

丸亀競走場外向発売所運営業務委託

(2) 業務の内容

別紙「丸亀競走場外向発売所運営業務委託仕様書」を参照

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(4) 契約締結日

事業者提案を基に協議し、令和8年3月31日までのいずれかの日とする。

(5) 業務場所

丸亀市富士見町三丁目 丸亀競走場外向発売所 「Bポートまるがめ」

3 見積限度額

本業務の見積限度額は、3年間の総額で9億9,000万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

4 事業者選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価する公募型プロポーザル方式（以下「本件プロポーザル」という。）によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と仕様書（案）の内容について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格要件

(1) 参加形態

(ア) 本件プロポーザルに参加することができる者は、単独事業者又は複数の事業者で構

成する共同事業体とする。

- (イ) 共同事業体で参加する場合は、構成事業者数は2又は3とし、代表事業者を1者選定すること。代表事業者は、業務の統括責任者を選出し、統括マネジメント業務を行うものとする。

また、参加表明書の提出時に構成事業者を全て明らかにし、それぞれの役割分担を明確にすること。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルへの資格を有する者は、参加表明書の提出日において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (ア) 令和7年度丸亀市指名競争入札参加資格者名簿に登録していること。共同事業体での参加の場合は代表の事業者が登録していること。
- (イ) 全国のボートレース場若しくはボートレースチケットショップ等の場外発売場において、勝舟投票券の発売等の運営実績を3年以上有すること。ただし、投票機器の保守業務のみは該当しない。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (エ) 参加表明書の提出期限から、受託候補者特定の日までに、丸亀市指名停止等措置規程（平成17年訓令第50号）による指名停止を受けていないこと。
- (オ) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (ク) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (ケ) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。

(3) 共同事業体の参加資格要件等

- (ア) 5(2)の参加資格要件は、共同事業体の全ての構成事業者が満たす必要がある。ただし、5(2)(イ)については、代表事業者にのみ求めることとする。
- (イ) 参加申込書提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は認めない。
- (ウ) 共同事業体の構成事業者は、本件プロポーザルにおいて同時に他の共同事業体の構成事業者となることはできない。
- (エ) 共同事業体の構成事業者は、単独事業者として本件プロポーザルに参加することはできない。
- (オ) 共同事業体の代表事業者は、構成事業者と協定書を締結すること。協定書の様式は

任意とする。なお、協定書には共同事業体を構成する全ての事業者が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含めること。

- (カ) 本件プロポーザルに単独事業者として参加した者は、同時に共同事業体の構成事業者として参加することはできない。

6 スケジュール及び事務手続き（予定）

内容	日時
公告	令和7年10月2日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年10月20日（月）午後5時必着
参加資格審査の結果通知	令和7年10月24日（金）
現場説明会	令和7年10月下旬 ※参加資格者に日時は追って通知する。
質問の受付期限	令和7年11月7日（金）午後5時必着
質問の回答期限	令和7年11月14日（金）
参加辞退届の提出期限	令和7年11月25日（火）午後5時必着
技術提案書の提出期限	
プレゼンテーション審査	令和7年11月下旬 ※参加資格者に日時は追って通知する。
審査結果通知	令和7年12月上旬
契約締結・業務開始	受託候補者に追って通知

7 募集要項等の取得

- (1) 配付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月20日（月）まで

- (2) 配付場所

本市ホームページ

- (3) 参加表明書又は技術提案者が1者のみ又ははない場合の取扱い

(ア) 参加表明書又は技術提案書の提出が1者のみの場合は、当該1者について参加資格を確認する。

(イ) 参加表明書又は技術提案書の提出がない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

8 参加表明書などの提出

(1) 提出期限

令和7年10月20日（月）午後5時必着

(2) 提出場所・方法

下記書類を持参または郵送により提出すること。

(3) 提出書類

・参加表明書【様式1】	1部
・共同事業体協定書（任意様式）	1部
・受注実績調書【様式2】	1部
・会社概要書【様式3】	1部
・提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表	1部
・国税及び地方税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）	各1部

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年10月24日（金）以降に電子メールで通知する。

9 現地説明会

(1) 開催日時

令和7年10月下旬 ※参加資格者に追って通知する。

(2) 開催場所

丸亀市ボートレース事業局 4階スマイル会議室

(3) 参加方法

「現地説明会参加申込書【様式4】」を市が指定する日までに電子メールで提出すること。希望しない場合は、提出不要。

(4) 説明会の方法

(ア) 閲覧図書

閲覧図書の持ち帰り、閲覧場所からの持ち出しは禁止とする（写真撮影は可）。

- ・駐車場を含む周辺図
- ・外向発売所平面図・立面図等関係図書
- ・その他必要な図書

(イ) 施設現場

工事中のため、遠隔からの説明とする。

10 質問と回答

質問がある場合は、質問書【様式5】を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和7年11月7日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。

なお、件名は「丸亀競走場外向発売所開催運営業務委託質問書」とすること。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、参加表明者全員に行う。

11 参加辞退

参加表明書提出以降に参加を辞退する場合、辞退届【様式6】を事前に電話連絡の上、持参または電子メールで提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

12 技術提案書等の提出及び審査

(1) 提出期限

令和7年11月25日（火）午後5時まで

(2) 提出場所・方法

下記書類を持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は期限日必着とする。

(3) 提出書類

詳細は別紙「丸亀競走場外向発売所運營業務委託仕様書」を参照すること。

(ア) 技術提案書【正本】1部 【副本】9部

(イ) 見積書及び内訳書【任意様式】1部

- ・見積書は3年間の総額と年度ごとの内訳を記載すること
- ・見積書には、消費税及び地方消費税が分かるように記載すること。
- ・見積内訳書には、別冊の仕様書に基づき、それぞれの業務に係る費用が分かるように具体的な項目、使用、数量、金額等を記載すること。

※見積書の訂正は認められない。

(ウ) 技術提案書の作成要領

仕様書の内容を踏まえたうえで、次表に掲載する書類を作成し、提出すること。

- ・用紙の規格は、A4判を基本とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、1冊に作成すること。
- ・目次、ページ番号、インデックス等を活用した見やすい製本とすること。
- ・各提案項目は、審査・評価の対象となるので、十分検討して作成すること。
- ・評価基準に記載する項目に対し、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。
- ・提案者が確実に実現できる内容で記載すること。
- ・提案に係る費用は全て提案者の負担とする。

(エ) 提出書類の取り扱い

- ・提出後において、内容変更及び追加は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出書類は、契約等の締結に至った場合に使用するほかは候補者選定以外に使用しないものとし、本市の文書管理規定等に基づき責任を持って管理・廃棄を行う。
- ・技術提案書等は、プロポーザルの選考を行うために必要な範囲において複製するこ

とがある。

- ・提出書類は、丸亀市ボートレース事業局情報公開条例及び附属機関会議公開条例施行規程に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで参加者に不利益のある恐れがあるものについては、公開しないこととする。

(4) 審査の実施（提案者によるプレゼンテーション）

- ・実施日 令和7年11月下旬 ※参加資格者に追って通知する。
- ・実施時間 1 提案者あたり40分以内
(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度)
※参加者数によりヒアリングの時間を変更する可能性がある。

13 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効にする。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・見積額が見積上限額を越えている場合
- ・提出期限まで技術提案書等の提出がなかった場合
- ・審査員に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- ・優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ・契約締結までの間に参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ・プレゼンテーションでは、提出した技術提案書に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションにプロジェクター等の使用を希望する者は、事前に担当者と協議を行うこと。
- ・参加表明書及び各提出物は返却しない。
- ・参加表明書及び各提出物の制作・提出等に要する費用は、参加者の負担とする。
- ・提出以降における技術提案書等の追加及び差し替え、再提出は認めない。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ・技術提案書作成のために本市から受領した資料は、許可なく公表・使用することはできない。
- ・審査の経緯及び結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- ・仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、業務実施までに特定された技術提案書に応じた仕様書へと変更することがある。

- ・本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規程第 19 条の別表【別表 1】のとおりとし、当該情報公開基準を了解のうえ、本件プロポーザルに参加すること。

14 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 「丸亀競走場外向発売所運營業務委託公募型プロポーザル審査評価基準」【別表 2】に基づき、審査委員会が技術提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングにより、提案内容を評価する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 審査委員会は、提案上限額の範囲内で 6 割以上評価を得た者のうち、最も高い評価の提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各審査委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者中から多数決により選定する。
- (3) 提案者が 1 事業者のみの場合でも、審査において最高評価点の 6 割以上を得た者を受託候補者として選定する。
- (4) 選定終了後、選定結果をすべての技術提案者に電子メールで通知する。また、優先交渉者名などの審査結果は、結果通知後に本市ホームページ上にて公表する。

15 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書（案）の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書（案）の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が提出した見積書の額と同額になるとは限らない。契約額は協議により調整する場合があります、業務内容や予算の範囲に基づいて決定するものとする。
- (3) 受託候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次順位者と契約交渉を行うものとする。

16 契約保証金の取扱

受託候補者は契約締結に際し、丸亀市契約規則第31条第1項の規定に準じて、契約金額（3年間の総額）の100分の10以上の額の納付を要する。ただし、同規則第32条各号に掲げる場合においては免除する場合がある。

17 問い合わせ先

〒763-0011

香川県丸亀市富士見町四丁目1番1号

丸亀市ボートレース事業局経営課総務担当

TEL : 0877-23-5141 / FAX : 0877-23-5170

Email : kyoteikeiei-k@city.marugame.kagawa.jp